

## 第5章 方法書に対する意見及び見解

(空白)

## 第5章 方法書に対する意見及び見解

### 5.1 方法書に対する意見及び見解

#### 5.1.1 方法書についての意見

##### (1) 告示、縦覧

「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書」（令和5年10月 富士・東部広域環境事務組合）の公告、縦覧等は以下のとおりである。

表 5.1-1 方法書の公告・縦覧の概要

公告日	令和5年11月1日
縦覧期間	令和5年11月1日～令和5年11月30日
意見募集期間	令和5年11月1日～令和5年12月14日
縦覧場所	富士・東部広域環境事務組合 事務所（富士吉田市環境美化センター2階） 山梨県県民情報センター 西桂町 税務住民課
住民説明会	第1回 開催日時：令和5年11月17日（金）19時より 会 場：西桂町きずな未来館（南都留郡西桂町下暮地937-4） 参加者数：6名  第2回 開催日時：令和5年11月20日（月）19時より 会 場：富士吉田市環境美化センターごみ処理施設（富士吉田市小明見3 丁目11-32） 参加者数：2名

##### (2) 方法書についての意見

方法書に対する意見は提出されなかった。

#### 5.1.2 方法書についての公聴会の概要

公聴会は開催されなかった。

### 5.1.3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

#### (1) 方法書についての知事の意見

山梨県環境影響評価条例第13条の1項の規定に基づく「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業環境影響評価方法書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は表5.1-2(1)及び(2)のとおりである。

表5.1-2(1) 方法書についての知事の意見(1/2)

方法書についての知事の意見	
<b>【全般的な事項】</b>	
1	複数案による検討
	施設建設の発注条件のうち環境に影響を及ぼしうる条件については、複数案を比較検討したうえで条件(案)の決定理由を準備書に示すこと。 また、発注後に決まる処理方式等については、最大の影響を想定した調査等を行うか、採用する可能性の高い複数のケースで調査等を行ったうえで準備書を作成することとし、処理方式等の決定後に、当該処理方式等を前提とした環境影響評価が行われていないといった事態が生じないようにすること。
<b>【個別事項】</b>	
2	大気汚染
	PM2.5は物の燃焼により発生するため、環境要素へPM2.5を追加するとともに環境影響評価項目として選定するか検討し、検討結果を準備書に記載すること。
3	大気汚染、土壤汚染
	焼却残渣等の保管や運搬による影響を、長期的な観点から検討し、検討結果を準備書に記載すること。 また、検討の結果、影響が生じるおそれがある場合は、施設整備や施設供用時の調査・監視方法等、必要な措置について準備書に記載すること。
4	騒音、振動
	調査の手法について、より具体的な調査日の選定方法や調査時間等を準備書に記載すること。 なお、高速道路に近接していることから、事業による最大の影響が明らかにできるよう、調査・予測を行うこと。
5	水質汚濁、水象、植物・動物、生態系
	桂川には厳しい環境基準(AA類型)が適用されており、下流には釣り場や湧水群があるため、施設供用時の河川、地下水及び湧水群への影響を調査・予測すること。
6	水象、地盤沈下
	施設では地下水の利用(揚水)を予定しており、地盤沈下が生じると周辺構造物等に影響を及ぼすおそれがある。 そのため、影響を正しく予測するための地下水の分布・流向及び地形・地質の調査を踏まえ環境影響評価を行うとともに、地盤沈下の予兆を適時適切に把握できる施設供用時の具体的な測定方法を明示した事後調査計画を準備書に記載すること。

表 5.1-2(2) 方法書についての知事の意見(2/2)

方法書についての知事の意見	
7 動物（猛禽類）	調査地点とその選定理由を準備書に記載すること。特に、事業予定地東側の山地は、未開発であるため、十分な調査を行うこと。
8 植物・動物、生態系	水田環境は多様な動植物や生態系が存在する。また、昆虫については、方法書記載の調査内容では、保全すべき種の全てを把握することができない可能性がある。 そのため、調査対象とする動植物毎に、次の点を踏まえ調査内容を再検討し、検討内容及び検討結果（方法書からの修正内容）がわかるよう準備書に記載すること。 ①調査時期・回数 ②調査範囲 ③調査項目 ④生育環境の違い（水田の耕作内容を含む）を踏まえた踏査内容
9 景観・風景	フォトモンタージュは、次を踏まえて作成すること。 ①「施設の大きさ・色」、「煙突高さ・位置」、「季節」等の複数条件が比較できるものとすること。 ②煙突からの水蒸気は、季節・時間等を踏まえたリアルなものとすること。 ③他法規等で義務づけられた景観に影響のある要素（手すりや煙突の警戒色等）はもれなく反映させること。 ④全ての視点場からのフォトモンタージュを作成すること。 ⑤高速道路上の視点場に限っては、シークエンス景観（視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観）を作成すること。 ⑥準備書では、フォトモンタージュ作成条件のうち変更できる条件とできない条件がわかるよう説明すること。

## (2) 方法書についての知事の意見に対する事業者の見解

方法書についての知事の意見に対する事業者の見解は表 5.1-3(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 5.1-3(1) 方法書についての知事の意見と事業者の見解(1/2)

知事意見	事業者の見解	対応ページ
<b>【全般的な事項】</b>		
1 複数案による検討 施設建設の発注条件のうち環境に影響を及ぼしうる条件については、複数案を比較検討したうえで条件(案)の決定理由を準備書に示すこと。 また、発注後に決まる処理方式等については、最大の影響を想定した調査等を行うか、採用する可能性の高い複数のケースで調査等を行ったうえで準備書を作成することとし、処理方式等の決定後に、当該処理方式等を前提とした環境影響評価が行われていないといった事態が生じないようにすること。	造成工事のパターン、煙突高さ、施設の配置、施設の色について、複数案を比較検討した。 複数案の検討は、大気汚染、騒音、振動、土壤汚染、日照阻害、景観、廃棄物・発生土、温室効果ガス等の項目で実施した。 ごみ焼却施設で採用する処理方式(焼却方式 ストーカ式)について環境影響評価を行った。	<b>【複数案の総合評価】</b> 10-118(1192)
<b>【個別事項】</b>		
2 大気汚染 PM2.5は物の燃焼により発生するため、環境要素へPM2.5を追加するとともに環境影響評価項目として選定するか検討し、検討結果を準備書に記載すること。	環境要素へPM2.5を追加し、環境影響評価項目として選定し、予測結果等を準備書に記載した。	<b>【大気質】</b> 8-96(342) 8-128(374) 8-139(385)
3 大気汚染、土壤汚染 焼却残渣等の保管や運搬による影響を、長期的な観点から検討し、検討結果を準備書に記載すること。 また、検討の結果、影響が生じるおそれがある場合は、施設整備や施設供用時の調査・監視方法等、必要な措置について準備書に記載すること。	焼却残渣等の保管や運搬による影響を、長期的な観点から検討し、検討結果を準備書に記載した。 大気質において、粉じん対策として焼却灰等を飛散させない対策を講じることを記載した。	<b>【大気質】</b> 8-110(356)
4 騒音、振動 調査の手法について、より具体的な調査日の選定方法や調査時間等を準備書に記載すること。 なお、高速道路に近接していることから、事業による最大の影響が明らかにできるよう、調査・予測を行うこと。	調査日の選定方法や調査時間等を準備書に記載した。 高速道路の影響を含む現地調査結果のうち、最も高い値を暗騒音・暗振動として影響を予測するとともに、高速道路の影響がない場合の影響も表示した。	<b>【騒音】</b> 8-176(422) 8-179(425) 8-197(443) 8-233(479) <b>【振動】</b> 8-274(520) 8-277(523) 8-285(531) 8-309(555)
5 水質汚濁、水象、植物・動物、生態系 桂川には厳しい環境基準(AA類型)が適用されており、下流には釣り場や湧水群があるため、施設供用時の河川、地下水及び湧水群への影響を調査・予測すること。	施設供用時の桂川の水質への影響、地下水及び湧水群への影響を予測した。	<b>【水質汚濁】</b> 8-345(591) 8-348(593) <b>【水象】</b> 8-377(623) 8-381(627) <b>【陸上植物】</b> 8-456(704) <b>【水生生物】</b> 8-496(744)

表 5.1-3(2) 方法書についての知事の意見と事業者の見解(2/2)

知事意見	事業者の見解	対応ページ
<b>【個別事項】</b>		
6 水象、地盤沈下 施設では地下水の利用（揚水）を予定しており、地盤沈下が生じると周辺構造物等に影響を及ぼすおそれがある。 そのため、影響を正しく予測するための地下水の分布・流向及び地形・地質の調査を踏まえ環境影響評価を行うとともに、地盤沈下の予兆を適時適切に把握できる施設供用時の具体的な測定方法を明示した事後調査計画を準備書に記載すること。	地下水の分布・流向について、水象において地形・地質の調査を踏まえて水脈の状況を推定して予測を行った。 地盤沈下において、施設供用時の点検項目として、舗装の陥没や基礎のひび割れ、抜け上がりの有無の確認を位置づけることを記載した。	【水象】 8-385(631) 【地盤沈下】 8-392(638)
7 動物（猛禽類） 調査地点とその選定理由を準備書に記載すること。特に、事業予定地東側の山地は、未開発であるため、十分な調査を行うこと。	事業予定地東側の山地での猛禽類の出現状況が把握できる調査地点を選定し、十分な調査を実施した。また、その選定理由を準備書に記載した。	8-477(723)
8 植物・動物、生態系 水田環境は多様な動植物や生態系が存在する。また、昆虫については、方法書記載の調査内容では、保全すべき種の全てを把握することができない可能性がある。 そのため、調査対象とする動植物毎に、次の点を踏まえ調査内容を再検討し、検討内容及び検討結果（方法書からの修正内容）がわかるよう準備書に記載すること。 ①調査時期・回数 ②調査範囲 ③調査項目 ④生育環境の違いを踏まえた踏査内容（水田の耕作内容を含む）	調査対象とする動植物毎に、次の点について調査内容を再検討し、方法書からの修正内容を記載した。 ①調査時期・回数 ②調査範囲 ③調査項目 ④生育環境の違い	【陸上植物】 8-434(680) 【陸上動物】 8-473(719) 8-475(721) ～8-476(722) 【水生生物】 8-569(815) 8-571(817)
9 景観・風景 フォトモンタージュは、次を踏まえて作成すること。 ①「施設の大きさ・色」、「煙突高さ・位置」、「季節」等の複数条件が比較できるものとすること。 ②煙突からの水蒸気は、季節・時間等を踏まえたリアルなものとすること。 ③他法規等で義務づけられた景観に影響のある要素（手すりや煙突の警戒色等）はもれなく反映されること。 ④全ての視点場からのフォトモンタージュを作成すること。 ⑤高速道路上の視点場に限っては、シークエンス景観（視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観）を作成すること。 ⑥準備書では、フォトモンタージュ作成条件のうち変更できる条件とできない条件がわかるよう説明すること。	フォトモンタージュは、次とおり実施した。 ①「季節」、「施設配置、外形及び煙突高さ」、「色彩」の複数条件を比較した。 ②煙突からの水蒸気の状況を反映した。 ③景観条例を踏まえて、建築物の高さ等を設定、反映した。 ④現地調査を行った全ての調査地点でフォトモンタージュを作成した。 ⑤高速道路を走行中の車両から施設方向を動画で撮影し、施設の見え方の推移を示すとともに、最も影響が大きい地点でのフォトモンタージュを実施した。 ⑥工事施工事業者が設計を行うため、フォトモンタージュの作成条件は大まかなものとなっており、変更できない条件は特になし。	8-661(907) ①8-661(907) ②8-662(908) ③8-695(941) ⑤8-700(946) ⑥8-713(959)

(空白)